

日本学生支援機構「2022年度海外留学支援制度」協定派遣)について

1.趣旨・目的

日本の大学等が、在籍している学生を、諸外国の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程))に相当する諸外国の機関、以下「派遣先大学等」という)等との学生交流に関する協定等に基づいて、派遣先大学等に短期間派遣するプログラムを実施する場合、そのプログラムを支援し、資格・要件を満たす学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援する制度です。この奨学金は、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的としています。

2.奨学金の資格及び要件

次の1)～8)に掲げる資格及び要件を全て満たす者とする。

- 1.日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)
- 2.学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- 3.経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
- 4.派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- 5.派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者
- 6.在籍大学等における学業成績が優秀で、人物等に優れており、かつ次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上 3.00 満点である者

【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出小数点第3位を四捨五入。

	成績評価				
4段階評価パターン1	—	優	良	可	不可
4段階評価パターン2	—	A	B	C	F
4段階評価パターン3	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価パターン4	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価パターン5	S	A	B	C	F
5段階評価パターン6	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

- 7.派遣プログラム参加のために本制度以外の奨学金等を受ける場合、その支給月額合計額が、本制度による奨学金月額を超えない者
- 8.外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者

※本制度以外の奨学金等を受ける場合、奨学金等支給団体側が本制度の奨学金との併給を認めない場合がありますので、当該団体に確認してください。

※日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金「第一種奨学金」及び「第二種奨学金」との併給は可能です。

※日本学生支援機構が実施する「給付奨学金」との併給は認められません。

※官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～との併給は認められません。

3.海外留学支援制度協定派遣の奨学金

月額：指定都市：10 万円、甲地区：8 万円、乙地区：7 万円、丙地区：6 万円

国・地域	
韓国 ソウル：乙	7 万円
台湾：丙	6 万円
中国：丙	6 万円

4. 渡航支援金 一律 32 万円

まずは相談してください。

※下記の家計基準を満たす者に限ります。

【家計基準】

世帯の所得金額が次の金額である派遣学生が対象

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が 300 万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後) 200 万円以下

※1 家族構成や在学大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給

※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、奨学年金は含まない。

※3 養育費は収入に含まない。